

元・明交替の理念と現実

——義門鄭氏を手掛りとして——

檀 上 寛

【要約】 一三六八年、元末の混乱を收拾して、朱元璋は明王朝を創設した。王朝樹立の原動力となったのは、朱元璋が基盤とした江南地方の地主層であった。彼らの人的・物的支持があればこそ、明朝は成立したのである。だが、王朝成立後にとられた措置は、彼ら地主層を弾圧して、王朝権力の確立を図ることであった。五度に及ぶ疑獄事件を利用し、数万人もの地主が肅清された。しかしながら、王朝運営にとって地主層との合作は絶対前提であり、地主層全体を否定するわけにはいかない。そこに朱元璋を代表とする明朝権力の理念と、現実との相剋が生まれることになる。

本稿では、金華の義門鄭氏を通して江南地主の存在形態を検討し、それが明朝の国家体制にどのように反映されているかを、元・明交替期の流れの上で捉えたい。

史林 六五巻二号 一九八二年三月

前 言

元末明初期の研究は、主に明代史専門家の手によってなされてきた。元朝の終焉と明朝の興起という重要な過渡期でありながら、一つには元朝史研究の貧困も手伝って、むしろ明清時代の幕開け的な意味でしか研究されて来なかったように思われる。その関心は常に明初側にあり、元末はあくまでも明初に繋がる前段階としての導論に過ぎなかった。筆が起されるのは決まって元朝の衰微、元末の反乱からで、それ以前は半ば捨象されて論ぜられている。しかも反乱勃発以後も、明朝成立前の朱元璋政権の発展に沿う形でしか述べられず、元朝史から見た元末研究はほとんど手つかずの状態にあると

いってよい。

ところで十余年前、宮崎市定氏はその著「洪武から永楽へ——初期明朝政権の性格——」^①を発表し、元・明革命中の連続性と断絶性の二面を主張された。特に従来看過されてきた連続面に重点が置かれ、支配階級の民族的相違はあるものの、社会の基底には連続した流れが一貫しているという主旨を、風俗・慣習等を通して導き出された。氏の視点は必ずしも国家機構等の基層には向いておらず、その限りではやや主観的に流れている部分もある。だが従来の「宋・元」「明・清」という区分に代わる、新しい「元・明」という範疇の設定は、連続性の主張と相俟って、新鮮かつ注目すべき指摘であった。ただこうした考えは数少ない継承があっただけで、その後発展させられることなく現在に至っている。元朝史と明朝史を繋ぐ接点として、今こそ省みられるべきではなからうか。

筆者は以前、氏の説に導かれつつ、朱元璋政権から明王朝の成立、さらには永楽の北京遷都までを視野にいれて、明初の諸政策を連関させて政治史的に辿ったことがある。「明王朝成立期の軌跡——洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって——」^②以下旧稿と略称)。旧稿の立論上、「江南地主(あるいは南人地主)」という範疇を設定し、明朝の成立過程を江南地主との関係から捉え直そうとした。論旨を要約すれば、次のようになる。明王朝は江南地主の協力で成立したものである。そのため南京に都した明朝政権は、江南地主の利益代弁機関の観さえあり、閉鎖的南人政権に留まる可能性が出てきた。中国全土の一元的統一支配を目指す明朝権力は、五回に及ぶ疑獄事件を利用して江南地主を弾圧し、そうした状況からの脱皮を図る。だが真の統一王朝となるためには、南に包摂された南京を捨て、北から南を支配する政治体制の確立が必要である。永楽の北京遷都は、その意味で南人政権から統一政権への飛躍発展を意味した。

旧稿で示した図式は以上の通りだが、ここでは先述した元・明の連続性という問題には触れなかった。むしろ、避けて通った感がなくもない。しかしながら、旧稿には未解決のまま残された部分があり、それを補完しようとするれば、どうしても連続性の問題に帰着する。

未解決の点とは、江南地主の概念化に関連する。つまり、先述したように明朝成立の基盤は江南地主にあったが、その援助ゆえに、明朝は閉鎖的南人政権に留まる自己矛盾に逢着した。それを解決しようとして南人への弾圧がなされたが、その場合、明朝権力は一体どのような階層の上に立脚基盤を置いたのか、という疑問が残る。史実に照らせば、それは必ずしも南人と対比される「北人」ではなかった^④。さらに北方への遷都を主張した者が、ほとんど南人だという指摘を考慮合わせると、明朝権力は南人を弾圧しながら南人を利用したという自己撞着にぶつかるのである。論理整合上のこの混乱は、江南地主という言葉をも、無限定に一つの既定概念として使用した点に求められる。問題は江南地主の中に見られる多様性、即ち特殊明初段階の江南地主の形態の中に見出されなければならない。そしてその江南地主こそ、元代の身分制下で最下層に位置付けられた、いわゆる「南人」層だったことである。ここに元・明の連続性が、一つの実体として浮かび上がることになる。

さき頃、筆者は「義門鄭氏と元末の社会」^⑤（以下第一稿と略称）という小論を発表した。金華の浦江に居を定める鄭氏一族を通して、元末の江南地主と元朝政権との繋がりを眺めてみた。義門という特殊ケースであり、その行動を以て即、普遍化できるものではないが、江南地主の一つの典型としては描いたつもりである。本稿でも同じく鄭氏に視点を当て、そこから他の江南地主にも論を敷衍させたいと思う。その意味で、本稿は第一稿の姉妹編といえる。

① 『東洋史研究』二七―四 一九六九のち『アジア史論考』下巻 藤日新聞社 一九七〇 所収。
 のは事実である。しかしこの措置は、南人との対抗上とられたもので、決して北人に基盤を置こうとするものではない。

② 愛宕松男・寺田隆信『中国の歴史』六「元・明」講談社 一九七四。

③ 『東洋史研究』三七―三 一九七八。

④ 旧稿でも述べた通り、明朝権力が積極的に北人を採用しようとした

⑤ 徐泓「明初南京の都市規制与人口変遷」『食貨月刊』復刊一〇―三 一九八〇。

⑥ 『東洋学報』六三―三・四 一九八二。

かつて森正夫氏は、十四世紀後半元・明交替期の浙西地方に視点を当て、当地に織り成す地主―佃戸制の具体的な存在形態と、そこに見られる地主の佃戸支配をめぐりに描写された。「十四世紀後半浙西地方の地主制に関する覚書」の中で導き出された結論は、「当時の地主―佃戸制は生産関係を基盤に鄉村、在地の社会関係と密接に結びついており、土豪・富民層は、独自の権力機構設立を志向させたような強力な自立性を持っていた」というものであった。洪武初年の「均工夫役」と「礼儀風俗」の規定よりみた、地主の佃戸に対する人格的支配。並びに元末の上海の土豪、錢鶴皋の朱元璋に対する反抗から、氏は江南での地主―佃戸制の広範な展開と、土豪・富民層に顕著な「自立性」の存在を推論するのである。

もともと土豪・富民層とは、歴史的な範疇での呼称ではなく、当時の文献に頻見する大家、大姓、巨室などと同様、いわゆる「大地主」を意味する。同じく氏の言葉を借りれば、「鄉村に居住し、地主的土地所有関係を媒介として、佃戸をはじめとする周辺の直接生産者農民を、社会的政治的にも支配する権力を持つ地主層」と規定できる。いま仮にこの定義に従うとして、一つの目安となるのは土地の所有額（或いは税糧額）である。明初の史料に例を取れば、土地所有額では七頃以上、税糧額では一百石から三千八百石を納入する者までを、一応富民とみなすことができる。②こうした大土地所有を背景として、鄉村での直接生産者農民に対する社会的政治的支配力を持った実体として、他の「中小地主」と区別される存在でもある。その意味で、本稿では「富民」という範疇を設定し、旧稿での「江南地主」という総称を、便宜的に江南「地主・富民」と並列分類して使用したい。また鄉村での影響力の程度からみて、富民層に視点を置いて論を進める。

さて、森氏は富民層の「自立性」の中に、元末明初段階の特殊性を見い出そうとされた。しかし、当時の富民層に見られる、このすぐれて「封建的」な特徴は、元朝の衰微と反乱の蔓延する激動の情勢――いわゆる政治的空白に直面した時、

彼らに両様の行動をとらせることになったという。一は当時点での社会的政治的完結支配が「そのまま容認されるような権力機構を自らの手で地方に樹立」しようとする行動。また他は一定の制限を受けながらも、朱元璋政権の「集権的権力機構」に結集する行動である。大多数の富民は後者を選んだと思われるが、氏が分析された上海の錢鶴阜のような、前者に属する富民もいた。両者の行動の違いが何に基づくかは暫らく措くとしても、既得権益の保障を図る上で、富民層はいずれかの選択を余儀なくされる状況にあった。

「朱元璋政権の土豪・富民層に対する政策の基調は、それを集権的権力機構に包摂し、その維持のために積極的に利用することにあつた（森論文）」が、これは宋以後の諸王朝の基本通念である。富民層にとつて、一部の権力志向型を除き、自己規制を代償としながらも朱元璋政権との合作に向かうのは、自然な趨勢だったといえる。筆者のかつて述べた、明朝政権と江南地主との協力関係とはこの事実を指す。

ところが、この協力関係は、必ずしも両者の利益が一致した故に生まれたものではない。片や鄉村での現行既得権益の確保、片や富民に基礎を置く鄉村維持、それに基づく徭役・税糧等の徴収という目的は、双方の利益追求上、相容れないものを持っている。王朝側の論理と富民側の論理の相剋であり、政権確立過程ではオブラートに包まれていたものの、王朝樹立と同時にそれが尖鋭化し、現行体制を継続する限り、ともに一定の譲歩を強いられることになった。この状況を打破し、王朝側の論理貫徹のため強権を発動して断行されたのが、洪武朝の疑獄事件である。このように、王朝支配下に何の抵抗もなく包摂された大部分の富民にしても、元来王朝権力との間に矛盾を内包した存在であった。

しかしその一方で、王朝側の理念に適う富民も実在した。いわゆる「義門」を典型とする「鄉村維持型」富民は、鄉村維持を通じて得る自家の繁栄が目的であるという点、他の富民層と変わらなかつたろう。だが道徳的義侠心に負う彼らの日常行動は、確かに王朝側の理念に合致するものがあつた。朱元璋が金華を攻略するや、ただちに鄭氏を旌表した裏には、このような背景がある（第一稿参照）。

言い換えれば、森氏によって二類型化された富民層も、厳密な意味では次の三つに分類できるのではなからうか。一つは、あくまでも朱元璋との競合関係に立って、政権樹立を目指した錢鶴阜のような「権力志向型」富民。二つには、朱元璋に包摂されながらも、既得権益の安堵と大土地所有の一層の展開を図る「利益追求型」富民。そして最後は、同じく朱元璋に包摂された、鄭氏のような義門を典型とする「郷村維持型」富民、である。もちろん、基本的には富民はすべて利益追求型といえるだろう。しかしながら富民個々人の意識の問題として、郷村維持を標榜する富民と、自己の利益のみ追求して他者を省みない富民とは、やはり区別されるべきだと考える。ここでいう利益追求型とは、このような存在を指す。また権力志向型とは、森氏の指摘する「自立性」を極限まで推し進めた存在であり、他の二者とは性格を異にしている。つまり、利益追求型と郷村維持型とが、郷村での現行の支配を完結させ、王朝権力の包摂を拒否した時、それは権力志向型として王朝権力に対抗することになる。この場合、利益追求型が「私」的な面を、郷村維持型が「公」的な面を重視する相違はあるものの、^③両様の支配形態の窮極点に、権力志向型は位置するのである。その意味で、権力志向型には、行動の背景に二つのタイプのあることがわかる。また利益追求型・郷村維持型と、権力志向型とを区別する基準は、あくまでも朱元璋の支配下に包摂されたか否かに係っている。

例えば権力志向型になれる力量を備えながら、その志向を持たなかった沈万三のような人物もいるし、^④また彼以下の勢力でも権力を志向した富民がいただろう。さらには不本意ながらも、武力的に優る朱元璋の支配下に入った権力志向型も存在したに違いない。これも表面的にみれば、「公」「私」に対する関心に応じて、郷村維持型か利益追求型ということになる。

とすれば、富民がどのような行動をとるかは、彼らの意識に大きく与っており、意識による分類も可能だと考える。ここで提示した(一)権力志向型、(二)利益追求型、(三)郷村維持型の三類型は、確かに現象面での分類にすぎず、本質論は捨象されている。しかも地域性は無視され、また歴史的位置付けも一切なされていない。しかしながら当時の富民の「意識」と、

そこから生まれた「志向性」を分類すれば、やはり以上の三者になるのではなからうか。本稿ではその点を重視し、あえて三類型に従って論を進めたい。^⑤

元代の江南社会は、現在のところ必ずしも明らかにされていない。華北と対比される生産力の差が、当地に地主―佃戸制と大土地所有の広範な展開をもたらした、という一般的な認識に留まっている。ところで、元来地主の大多数は、「官僚胥吏等と結託したり国家権力やその末端機構に依存寄生する事によって安定化を図」ったが、特にこの傾向は、征服王朝元朝において一層顕著になったとの指摘がある。^⑥ 超時代的な現象でもある在郷富民・地主層と官庁との癒着だが、元代の江南ではそれが常態化していたらしい。例えば元末の人、楊瑀の『山居新語』（『武林往哲遺箚』所収）には次のようにある。

又江南有新官來任者、巨室須遠接、以拜見錢与之、叩之、則答以穿鼻來。如江西・浙西數大郡長官、非千定不可、間有一二能者、詐及三千定者。佐貳各等第、皆有定価。

こうした元代江南の風潮は、愛宕松男氏が言われるように「元朝の江南支配の脆弱性」という点にも起因している。^⑦ 華北との対比で租税制度・鄉村組織等から演繹的に導き出された氏の結論は、現象面での指摘に留まり、脆弱性を生み出す直接の要因には触れられていないものの、確かに江南に対する元朝支配の脆弱性の存在を明らかにしている。何よりも実在する江南社会の現状が、逆説的に氏の指摘を証明しているよう。例えば先述した王朝権力と富民層との対抗関係で捉える時、一方の退潮は他方の増長を意味した。元代江南に特に顕著な富民・地主層の勢力扶植の事実が、元朝支配の脆弱性の要因は暫らく措くとしても、その脆弱性を伴う江南という空間であればこそ、彼らの行動を助長させたに違いない。その意味で、元代江南社会の「特殊性」に負うところが大きい。

特殊性を助長する要素は他にもある。いわゆる身分制下の江南の住民、南人の位置である。元代には、蒙古・色目・漢人・南人という厳格な身分制が布かれ、最下層の南人は政治的にはほとんど疎外された状態にあった。彼らは、南人にか

ずかに開かれた首領官・胥吏等の下級役人への道を選ぶか、あるいは貴顕とのコネで仕官を図るほかない。必ずしも登用制度の確立していない元代では、縁故による仕官が盛んに行われたが、^⑧正規の仕途のない南人はこの方途を積極的に利用した。その場合、葉子奇『草木子』卷三 克謹篇に、

天下治平之時、台省要官、皆北人為之、漢人・南人万中無一二。其得為者、不過州縣卑秩、蓋亦僅有、而絕無者也。……南人在都求仕者、北人目為臘雞、至以相誓詬。蓋臘雞為南方饋北人之物也。

とあるように、接触の手段に賄賂が用いられたのも当然である。登用制度が確立していない以上、賄賂横行の下地は十分あったわけだが、^⑨南人の置かれている状況と、そこからの脱却を図ろうとする一部南人の行動が、元朝の体質にさらに拍車をかけたものと思われる。

同時に、政治面での立身の望みを断たれた大多数の南人にとって、残された途は郷村での勢力扶植であったことは十分に予想される。しかも彼らを取り巻く風潮として、賄賂横行は日常茶飯の常識と化している。政治的野心の達成と並んで、経済面での成果を最も手っ取り早く獲得できたのも、またこの賄賂であったろう。例えば、方孝孺『遜志齋集』『四部叢刊初編』所収)卷二「童賢母伝」に、

初元季無政、大家以貨結長吏、田之租稅、俾小民佃者代輸、里正因而漁利、每畝徵米四升、小民以為病。

とある地方官府と在郷富民・地主層との結託は、長い中国の歴史の中で単なる癒着問題以上の意味合いがあったのではないか。即ち、元朝支配下の南人に本来的に負荷された被差別的立場が、逆に元朝頹廢の要因を助長していたのではなからうか。その意味で、元代江南の賄賂の横行は、元朝支配の特殊性に負うところが大きい。しかも、「江南支配の脆弱性」というもう一つの特異性が加味される時、統治権力の稀薄化した江南社会は、一見無秩序的な様相を呈することになる。明初の史料につとに顕著な、元末の紀綱紊乱に対する攻撃は、^⑩反乱による統治能力の失墜もさることながら、元朝が本質的に持つ構造的欠陥に向けられるべきである。それはまた元朝権力が意図したわけではなく、結果的に現出した状況であ

ろうとも、明初の史家には明らかに異質の社会として映るものであった。異民族元朝を誹謗する明初の時代性を割り引いても、そこには民族的憎悪を超えた元代江南の頹廢の事実を看取できるのである。ここに元朝の腐敗の構造―特殊―元朝的江南社会」という概念が、措定されなければならない。^⑩

- ① 『名古屋大学文学部研究論集』四四 一九六七。
- ② 『明太祖実録』洪武三十年四月癸巳、同三年二月庚午の各条。
- ③ ここでいう「私」と「公」の關係は極めて不分明だが、本稿では仮に以下のように規定しておきたい。つまり、「私」の範圍は、自己から始まって家族、同族に及ぶ血縁關係を基本とする。これに対して「公」は、「私」以外の不特定多数であり、特に「鄉村維持」等の「公」的な行為とは、そうした不特定多数への抑「私」を伴う能動的な働きかけを意味する。この場合、その行為の裏に、名譽欲とか自家の繁榮という「私」的な反対給付の目的があっても、ここでは不特定多数への行為そのものを取り上げて、それを「公」的な行為と規定したい。その意味で、窮極の点では「私」的な目的を持つ「鄉村維持型」富民も、日常の行為から見ると、あくまでも「公」的な立場に立つことになる。
- ④ 元末の大富豪として、沈万三はあまりにも有名である。ただ彼の富は、海外貿易などを通じて得られたとも考えられ（清水泰次「沈万三説話考」『史観』三六 一九五〇）、沈万三自身必ずしも鄉村に基盤を置く富民ではない。その点、今問題にしている元末明初段階の富民の中では特異な存在であり、本稿で設定した「利益追求型」の範疇とは若干の齟齬がある。しかし、ここでは「志向性」の面から、特に一例として挙げておいた。
- ⑤ 三類型は富民についての分類だが、権力志向型を除く他の二類型は、そのまま中小地主にも該当する。もちろん、富民が周辺の農民を社会的政治的に支配する存在であるだけに、鄉村での影響力の点から、両者を同列に論ずることはできない。しかし志向性に基づく限り、中小地主もやはり二類型に分類できると考える。本稿はあくまでも富民に視点を置くが、中小地主も分類の対象として、両者を併記する場合のあることを前もって断っておきたい。
- またついでに付記するならば、朱元璋集団が農民軍から地主軍に「転化」した後の行動原理は、鄉村維持型に出自する権力志向型富民のそれに、相当するのではないかと推察する。ただ朱元璋の支配下には、当然のことながら利益追求型も包摂されており、志向性の異なる富民の意識が、どのような媒介を経て、鄉村維持を標榜する王朝権力の姿勢に止揚されるのか、この点については今後の課題である。
- ⑥ 相田洋『元末の反乱』とその背景』『歴史学研究』三六一 一九七〇。
- ⑦ 『元の中国支配と漢民族社会』『岩波講座世界歴史』九 一九七〇。
- ⑧ 『明太祖実録』洪武二年二月甲午
上諭群臣曰、昔元時不重名爵。或以私愛、輒授以官職。名雖易得、實無益於事、徒擁虛名而已。
- ⑨ 元朝の賄賂横行の事実を示すものとして、同じく『草木子』巻四 克讓篇に、
元朝末年、官貪吏汚。始因蒙古色目人、同然不知廉恥之為何物、其問人討錢、各有名目。所屬始參曰拜見錢。無事白要曰撒花錢。途節曰追節錢。生辰曰生日錢。管事而索曰常例錢。送迎曰人情錢。勾追

曰賚錢。論訴曰公事錢。覓得錢多曰得手。除得州美曰好地分。補得職近曰好寮窟。漫不知忠君愛民之為何事也。

⑩ 例えば『明太祖實錄』洪武四年十一月庚申に、

命自今官吏犯贓罪者無貸。初元末政弊、仕進者多賂遺權、要邀買名爵。下至州縣簿書小吏、非財賂亦莫得而進。及至臨事、輒邀政譴獄、大為民害。

⑪ 元朝の江南社会を形成する要因に、「元朝の江南支配の脆弱性」と「南人の政治的疎外」の二点を挙げた。本稿では各々別個の要因として扱ったが、実際は相互に関連するものであろう。なぜなら「江南支配の脆弱性」も、江南での広範な地主制の展開と無関係ではなく、むしろ元朝権力の政治的力量が、地主層全体を包括できなかった結果、

二 明王朝の成立と富民層

元朝の江南社会を最も特徴づけているのは、三類型の富民のうちの利益追求型である。もちろん、彼ら以外に鄭氏のよくな郷村維持型も存在するが、地方官府と癒着して自己權益の拡大を図ったのは、利益追求型に外ならない。彼らの醸成した腐敗の構造が、元朝支配の「特殊性」に負うていればこそ、特に「元朝の江南社会」という概念を設定したのである。以上の二類型が、元代を通じて存在したのに対し、権力志向型は、元朝の統治能力が失墜して初めて表面化する。その意味で、権力志向型は元朝政権の安定期には、利益追求型か郷村維持型かのいずれかの範疇に留まっている。郷村に対する関心が、「私」的、「公」的どちらの面を重視するかの違いはあれ、元朝権力の弱体化に伴い、それに対抗して現行の郷村支配を、極限まで推し進めようと蜂起したのが権力志向型である。従って、中国全土に対する王朝支配の弛緩した混乱期にのみ、三類型のすべてが存在することになる。このうち朱元璋を支援したのは、いうまでもなく権力志向型を除く他の二者であり、権力志向型は、錢鶴舉のように王朝形成過程で個別的に撃破された。表面上を見る限り、明朝成立時に

とも考えられるからである。また、南人を身分的に最下層に置き、政治的に疎外したのも、以上の状況をもたらした南人への、報復的措置とみなすことも可能だろう。

しかしその一方で、「江南支配の脆弱性」があればこそ、地主制の発展を促したことも事実である。とすれば、「脆弱性」と「地主制の展開」とは、どちらが「因」でどちらが「果」なのか、一概に断定できなくなる。身分制における南人の位置とあわせて、今後解明すべき問題であろう。

本稿では、「江南支配の脆弱性」と「南人の政治的疎外」の二現象を靜態的に捉え、その現象を生み出す直接の原因は捨象した上で、「元朝の江南社会」という概念が設定されている。

は、再び権力志向型は姿を消していたものと思われる。

洪武元年（一三六八）明王朝が成立、続く北伐によって順帝は漠北に逃亡し、元朝の中国支配は九十余年で終焉を告げた。激動の混乱期に久しぶりの秩序が戻ると、従来外部にだけ向けられていた目が内部にも注がれ、新しい王朝支配の枠組が矢継早に打ち出されることになる。その流れの上で、富民層に対しては王朝側からの再編成が開始された。洪武三年二月、朱元璋は全国の富民を京師南京に集めて、次のような訓諭を行っている。『明太祖実録』洪武三年二月庚午、

上曰、富民多豪強、故元時、此輩欺凌小民、武斷鄉曲、人受其害。宜召之來、朕將勉諭之。至是諸郡富民至入見。上諭之曰、汝等居田里、安享富稅者、汝知之乎。古人有言、民生有欲、無主乃亂。使天下一日無主、則強凌弱、衆暴寡、富者不得自安、貧者不能自存矣。今朕爲尔主、立法定制、使富者得以保其富、貧者得以全其生。爾等當循分守法、能守法、則能保身矣。毋凌弱、毋吞貧、毋虐小、毋欺老、孝敬父兄、和睦親族、周給貧乏、遜順鄉里。如此則爲良民。若効昔之所爲、非良民。衆皆頓首謝。於是賜酒食而遣之。

この記述では、これらの富民がどの地域から召集されたかが不明だが、程敏政『篁墩程先生文集』（正徳二年刊本）卷四三「先高祖徵士府君阡表」によると、

洪武庚戌（三年）、詔江南諸郡。大家一人詣闕、府君与行。高皇帝親御奉天門、賜宣諭戒勉。府君帰、益韜晦足跡、不至公門。有司累徵辟、皆不就。

とあり、主に江南地域の富民を対象にしていたことが分かる。いわゆる王朝樹立のために、積極的に朱元璋を支援してきた富民層である。

さて、朱元璋は富民に対して多岐にわたって訓諭を行っているが、その基調は郷村での彼らの当為に置かれていた。富民が郷村に基盤を持つ以上当然だが、これには二つの意図があった。前掲の史料に「若し昔の爲す所に効えは、良民に非ず」とあるように、郷村での行動に自重を求めることが一つ。いま一つは、「貧乏に周給し、郷里に遜順たれ」ともある

ように、郷村秩序の安定者として利用しようとしたことである。王朝支配にとつて、一見正負兩極端の存在として描かれてはいるが、これはそのまま当時の富民の存在形態を表している。一は利益追求型富民であり、一は郷村維持型富民である。そして王朝の理念として措定された富民が、郷村維持型にあることはいうまでもない。この時の状況を、鄭氏を例に具体的に見てみよう。鄭氏は一族の代表として、鄭洵という人物を南京に派遣している。些か長くなるが、王禕の『王忠文公集』〔叢書集成初編〕所収〕巻四「送鄭仲宗序」に次のようにある。

上之三年夏、詔徵江西諸郡^(マヤ)民。凡称大家者、悉赴闕。既集闕下、則造之於廷、而親訓諭之。凡天地陰陽・性命仁義・古今治乱盛衰・紀綱法度・賦稅供給・風俗政治得失之故諱諱焉。累数千百言。又恐其或遺忘而不能詳也、則刻而為書、以摹本分賜之。乃六月十三日庚午、上御奉天門。翰林臣宋濂・臣詹同・臣王禕及起居注臣陳敬、奏事畢、賜坐。從容問曰、卿等知朕所以訓諭斯民之意乎。臣禕謹對曰、自古帝王皆身兼君師之任、君以治民、師以教民。三代而下、為人主者、知為治而不知為教。今陛下主天下、為治之道已備、而又集凡民而訓諭之。耳提面命、不啻嚴師之於子弟、此政古昔帝王教民之意也。又問卿等亦嘗見鄉人有論否乎。臣濂對曰、臣鄉人浦江義門鄭氏、実來受訓諭、為臣言陛下教之之旨甚至。今還且將以所賜書重刻而摹之、使其鄉里之民、家有是書、以広宣聖意矣。……願又求言禕何耶。禕也聞之。……今仲宗之家、十葉聚食、藹然有仁義之風、庶幾一家之三代。今又昭受聖訓、而且凶使鄉里之民、同興於仁讓、上下相成如此。豈非三代之君民者乎。

第一に、この度の訓諭が富民層を対象になされていることは、彼らが王朝の期待に応え得る存在であること、少なくとも王朝の理念上はそうであったことを示す。鄭洵が、朱元璋より下賜された訓戒の書を重刻して、郷里の民に配布したのも、郷村での鄭氏の日常の立場と無縁ではない。すでに第一稿でも述べた通り、鄭氏は郷村の秩序維持者としての役割を、元末の混乱期を通じて果たしていた。明朝権力としては鄭氏の実績を認め、かつその影響力を利用しようとしたのである。

富民はもともと、周辺の直接生産者農民を社会的政治的に支配する存在である。王朝権力に包摂されたのち、その支配の形態が、公的な「郷村維持」に向かうか、私的な「利益追求」に向かうかは、富民個々人の意識にかかっている。富民

はこのように、両様の方向性を内包した存在であった。もちろんこうした双方向性は、富民に限らず他の中小地主についてもいえることだが、社会的影響力の大きい富民だけに、その行動は看過できない。

王朝権力の富民に対する基本的姿勢は、常に富民の存在を認め、その上に基盤を置くものであった。富民は王朝支配の下、「分に循い、法を守り」、郷村秩序の安定に寄与する限り、何ら障害物とはならなかった。むしろ王朝支配の原理は、こうした郷村維持型富民にこそ求められる。それが王朝側の主観的意図であり、実際には正反対の富民―利益追求型富民が大多数を占めたとしても、理念としての富民は、かく「郷村維持型」であるべきだったのである。

従って現実社会に目を向けた場合、鄭氏のような義門や、はっきりと「郷村維持」を標榜する富民は別として、明朝権力は利益追求型富民の行動を規制し、理念に沿うよう働きかけねばならない。洪武三年の訓諭は、このような意図を持つてなされたものである。富民に自重を求め、かつ彼らを利用するという王朝側の姿勢は、富民に双方向性が内在していればこそ、一方向性を与えて王朝支配の末端を担わせる必要があった。

とすれば、訓諭の翌四年、江南地方に設置された糧長は、一つの方向に向けて理念を現実化したものであったといえる。糧長の任には富民等の在郷有力地主が当てられ、税の徴収・運搬等を主な職役としたが、その裏には富民の在地での権威を利用しようとの狙いが当初より込められていた。もちろん鄭氏からも糧長は選ばれ、鄭濂という人物が任命されている。^①当時、糧長になることは極めて名譽なことで、官僚とほぼ同じ待遇を受けたといわれる。^②明朝権力も富民の影響力を認め、た上で、彼らの地位を一層権威づけ、郷村での役割を代行させようとしたからに他ならない。

ところで糧長は、郷村維持型富民から選ぶことを原則としたが、^③実際は理念と現実とを混同視する嫌いもあったようだ。そのため『宋文憲公全集』巻三一「故岐寧衛經歷熊府君墓銘」に、

明年（洪武六年）……、遂命之蘇州、覈糧長罪狀。君至、挾其尤虐民者杖、徙之鳳陽。

とあるような糧長の不法行為も現実に起こっている。いわば利益追求型富民と郷村維持型富民とを未分明に利用した結果

なのだが、それもやむを得なかった。王朝が成立したといっても、その基盤はまだ必ずしも安定していなかったからである。

例えば、当時の富民に対する王朝側の認識を、鄭氏を例に見てみよう。劉仲達『劉氏鴻書』卷五七 義門 鄭濂に、

太祖即位、聞其名召至京、問之曰、汝何名天下第一家。対曰、臣合族共讎、已八九世。本府知府以為可以激勵風俗、遂起蓋牌坊而賜以扁名。然實非臣之所敢当也。上曰、汝家食有若干人。対曰、一千有奇。上曰、以千余人而同居、世所罕有、誠天下第一家也。

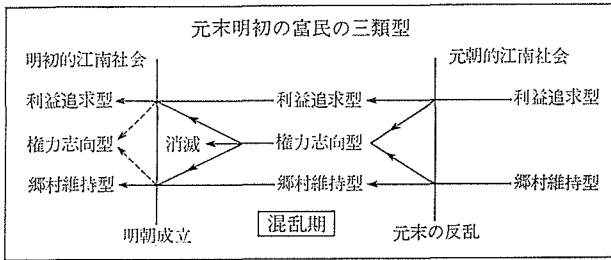
遂遣之。時馬后於壁後聽之。太祖退、后謂曰、陛下初以一人舉事、致有天下。鄭某家致千余人。使其舉事、顧不易耶。上驚悔、即

命宦復召入、問曰、汝勉合族、亦有道乎。対曰、無他。但不聽老婆言耳。太祖大笑。

とある。野史の類であるためその信憑性には若干疑問が残るが、ここに描かれた馬皇后の危惧は、単に族内のまとまりを保つ鄭氏に限らず、一部の富民に対する支配者側の認識を暗示している。当時富民の謀反を誣告する者が目立つが、そうした誣告を生み出す背景と、それを許容する空気とが、当時の社会には充満していたのであろう。それはとりもなおさず、王朝成立過程で個別的に撃破してきた管の、権力志向型富民の残存である。明朝権力の圧倒的武力のもと、表面的には鎮静を装う権力志向型富民にしても、政権の状況次第によっては、再び自立化への動きを見せだす可能性があったのではないか。裏返せば、富民層を包摂して成立した明朝も、内部にはまだ不安定的要素を抱えたままでの王朝樹立であったといえる。糧長設置にしても、理念通り実施するには、いまだ王朝権力が未確立だったと考える。それをあえて実施しなければならなかったところに、当該段階での王朝権力の理念と現実との相剋を汲み取ることができよう。

要するに、当時の江南には、先に三類型化した富民のすべてが、現行の形を維持したまま存在していた。特に利益追求型は明朝に包摂されたのちも、史鑑『西村集』〔四庫全書珍本三集〕所収「卷五「侍御劉公惑災序」」に、

至於元季、上弛下縱。兼併之家、占田多者數千頃、少者千余頃、皆隸役齊民、僭侈不道。本朝任法為治、而其徒猶踵前轍、不知自檢。



とあるように、元末の状況をそのまま継承しているのである。つまり、「元朝的江南社会」の明初への延長に他ならない。元朝から明朝への政権移行はあったものの、江南社会の大勢は変化することなく、存続しているのである。元・明の連続性がここに認められよう。

しかも新政権明朝のもとでは、新しい要素が付加されることになった。それは王朝形成過程の、構造的要因に求められなければならない。

明朝が江南を中心に領域を拡大したことはよく知られている。王朝成立時ですら、その版図はほぼ黄河以南に限られた。歴代統一王朝の中で南から興ったのは明朝が最初で、これは江南の生産力の向上と常に関連づけて論ぜられる。事実、江南の富民・地主層の物的・人的支持があればこそ、明朝は成立したのである。特に人的方面では、領土を征服することに地方官を設置し、元朝の旧官僚かあるいは当地出身の知識人が採用された。知識人というのは、富民・地主層に出自する当時「儒士」と呼ばれた身分層である。これは地方官だけでなく、中央の京官についても、

今上已得江淮、即金陵為帝都。郷閭子弟、多致大官。 (『遜志齋集』卷二二「王君国祥墓碣」)

とあるように、江南出身者が主流だったようである。つまり明朝政権は、中央、地方を問わず、江南一辺倒の人選で官僚の補給をしてきたといえる。王朝の発展過程からいって当然のことだったし、反乱軍から出発して官僚予備軍のない朱元璋政権にとって、現地の実情にも通じている当地出身者や旧官僚を任命することは、最良の策でもあった。

しかしながらこうした措置は、一見理に適ったようで、その実弊害を生み出す危険性も内包していた。江南の在郷富民・地主層にとって、旧官僚の残存は、そのまま以前からの繋がり

継続を意味するし、また新地方官が当地出身者であれば、彼らとの結びつきは容易にできる。江南出身者に占められている中央官についても、同様のことがいえるだろう。歴代の「回避の制」の例を引くまでもなく、官僚と在郷富民・地主層との癒着は、頻繁に起こっていたものと推察される。後の洪武四年、「南北更調の制」という、南人を北方、北人を南方に任命する一種の回避の制が施行されたのも、その事実を裏付ける。また同年、官僚の収賄に対して徹底した禁令が出されているのも、それと無縁ではなからう。

言い換えれば、明王朝は成立当初、江南の富民・地主層にとって、極めて有利な構造的特質を持っていた。見方によれば、彼らの利益代弁機関とさえいえる性格のものであった。それは同時に元朝の江南社会の再生産を容認し、かつ積極的に推し進める可能性を内在した特質でもあった。何故なら、元代には政治的最下層に位置付けられていた南人——いまいう江南の富民・地主層が、逆に政治的中心を占有しているからである。南人層の政治的疎外から生まれた元朝的江南社会と異なり、むしろ政治的契機を通じて、南人が主体となった江南社会の成立。その意味で、元朝的江南社会を超えた、新しい「明初的江南社会」の形成といわざるを得ない。また政治体制に即して言えば、これこそ「南人政権」と呼ぶうるものであろう。一元的統一支配を目指す明朝権力にとって、南人政権からの脱皮と、明初的江南社会の解消こそ緊急の課題となっていたのである。

① 『遜志齋集』卷二二「采香子鄭処士墓碣」

処士謙謙、字仲徳……。家以田賦多、推挾為糧長、屢以事入覲。

② 小山正明「明代の糧長について」とくに前半期の江南デルタ地帯を中心にして、「東洋史研究」二七—四 一九六九。

③ 『宋文憲公全集』(四部備用)所収)卷三四「上海夏君新城銘」

國朝有天下、患吏之病細民。公卿延議以為吏他郡人、与民情不孚。又多蔽於賭博宿弊、民受其病、固無怪。莫若立巨室之見信於民者、為長、使主細民土田之稅、而輻輸于官。於是巨室為糧長。大者督糧

万石、小者数千石。

④ 『明太祖實錄』洪武元年九月己卯

民有告富人謀反者。命御史台、刑部勘問、皆不實。台臣言、告者事在赦前、宜編戍遠方。刑部言、当抵罪。上以問秦裕伯、对曰、元時凡告謀反不實者、罪止杖一百、以開來告之路。上曰、不然。姦徒若不抵罪、天下善人為所誣多矣。自今凡告謀反不實者抵罪。有司著為令。

⑤ 實際上謀反が起こっていることは、その事実を裏付ける。一例を挙

げれば、『明太祖實録』洪武元年四月乙卯

新会県土豪黃彬・河源県曹文昌・汝州廖仁等復聚衆作乱、自称元帥。

（廖）永忠復捕誅之。

⑥ 陳高華「元末浙東地主与朱元璋」『新建設』一九六三—五。

⑦ 劉辰『閩初事蹟』（『借月山房叢鈔』所収）

太祖所克城池、得元朝官吏及儒士任用之。

⑤ 『明太祖實録』洪武四年十二月丙戌

是時吏部銓選、南北更調、已定為常例。而有厭違喜近者、往往以南

籍改冒北籍、以北籍冒南籍。上聞之曰、凡治人者、必先自治。此輩

立身先已如此。其能治人乎。論吏部察絕之。

④ 第一章の註⑩を参照。

三 洪武朝の疑獄事件と江南社会

前章で述べた状況からの脱皮のために起こされたのが、洪武朝の五つの疑獄事件であった。事件とは、空印の案、胡惟庸の獄、郭桓の案、李善長の獄、藍玉の獄を指す。その詳細については旧稿に譲り、ここでは在地の富民層との関係から事件を捉え直したい。

五事件は相互連関的な意義を持ってはいるが、大きく分ければ胡惟庸の獄までの前二者と、残りの後三者とに二分できよう。胡惟庸の獄直後の官僚機構内部と鄉村での改革は、一方が中書省の廃止と六部の昇格、他方が里甲制の設置に結実したことはよく知られている。ともに王朝支配確立の指標となる改革で、単に洪武朝のみならず、明代史上での画期的意義を持つ。その意味では、後三者の事件は補足的なものといえなくもない。胡惟庸の獄を境に、二グループに分けた所以である。

洪武九年に起こされた空印の案は、地方官府の毎年の決算報告で、慣例化していた空印書類を口実に惹起されたものであった。総数は不明なもの、王朝成立以前からの地方官は、この事件を契機に死刑や流罪に処せられ、新たな官僚が任命された。冤罪の主張が渦巻き、地方官を恐怖の底に突き落とした事件である。

胡惟庸の獄は説明するまでもないが、要するに宰相の胡惟庸が謀反を計画したかどで、彼の一党一万五千人が処刑され

た事件をいう。両者に共通するのは、事件後まもなく官僚機構上の改革がなされていることで、前者では当時の最高地方行政機関である行中書省の廃止、それに代わる布政司（民政）、按察司（監察）、都指揮司（軍事）の三権分立体制への転換。また後者は、先述したように当の宰相府中書省が廃止され、従来中書省下にあった六部が皇帝に直屬するようになった。行政面を見れば、中央・地方が六部〓布政司体制をとり、機構上の権力分散化と相俟って、皇帝権は比類ない程強化されたのである。

さて、以上の二事件は、ともすれば官僚機構内部だけの問題として捉えられがちだが、決してそうではない。両事件の直接のきっかけは、一方が「空印」による不正、他方が「謀反」であるが、ともに真偽の程は不明で、むしろ口実として利用された感が強い。その限りでは、後の三事件と同様、捏造事件と呼び得るものである。問題は、官僚機構を含めた形で両事件を起こさねばならなかった、当時の状況にある。その状況を生起させたものこそ、当該王朝の解決すべき急務であつたらう。

いうまでもなくその状況とは、前章で述べた明初的江南社会の存在である。それが官僚と在郷富民・地主層との相乗作用で形成されたことを思う時、今回の改革が、官界、郷村での両面性を持って断行されたのも当然といえる。両時の疑獄事件で、地方官と中央官に徹底した弾圧がなされたのは、明初的江南社会を支えている官僚の除去を意図したからに他ならない。またその結果生まれた六部〓布政司体制は、明初的江南社会に直結する官僚機構の改革、即ち中書省・行中書省の否定の上に成立しており、いわば明初的遺制——それは同時に元朝的遺制——の払拭、新しい明朝的機構の確立を意味する。とすれば、もう一方に位置する在郷富民・地主層に対しても、何らかの措置が施されねばならない。洪武朝を特徴づける富民・地主層に対する弾圧は、この点から捉え直す必要があるであろう。

郷村での改革は、官僚機構内部よりも少し遅れて、胡惟庸の獄と平行して開始されるが、これは郷村を一種の恐慌状態に陥れることになる。その点について、再び鄭氏を取り上げる。

『遜志齋集』卷二二「采苓子鄭処士墓碣」に、

後妾人誣其家（鄭家）与権臣（胡惟庸）通財。時敵通財党与之謀、犯者不問実不実、必死而覆其家。処士与従弟提兩人、争先就吏。上独憐之曰、我知鄭義門無是也。人誣之耳。擢提福建布政司参議、而尽以所徵貨全歸鄭氏。……。当是時、浙東西鉅室故家、多以罪傾其宗、而処士家数千指特完、蓋忠信之報云。

とある。地域的に見れば江南地方、中でも史料にあるように浙東・浙西地方が主要対象地域だったと思われる。いわゆる地主制の広範に展開している地域であり、王朝樹立に最も貢献した江南地主・富民層の居住地域である。またそれゆえ、今ここで問題にしている明初的江南社会の弊害が、特に顕著な地域でもあった。

この浙東・浙西地域で多数の富民が籍没される中、ひとり鄭氏の家だけは無事であったという。確かに当時の郷村は、「時四方仇怨相告訐。凡指為胡党、宰相収、坐重獄^①」とあるように、地主同士が疑心暗鬼の状況で、誣告が盛んになされていたようだ。その場合、常に利用されたのが胡惟庸の一派、即ち「胡党」という名目である。当時の鄭氏の家長は鄭濂で、先に糧長として登場した人物だが、彼の時に誣告され、胡党に坐す瀬戸際に立たされた。だがこの時は太祖自らの言葉で処罰を免れ、むしろ従弟の滉は、布政司参議の官まで授けられる厚遇を受けている。この事実には注目する必要がある。

鄭氏に対するこうした措置の裏には、史料にもいうように、義門という事実が大きく作用していた。義門はいわば郷村維持型富民の典型であり、富民・地主層の象徴的存在でもある。鄭氏を免じた裏には、王朝側の強い政治的配慮が働いていたものと思われる。つまり、王朝運営には富民・地主層との合作が基本的条件である。ところが現実には、先述したように種々の面で彼らの弊害が現れている。このため王朝支配の障害となるもの、具体的には官府と癒着して、自己の権益を拡大している利益追求型富民。また当面は利益追求型に甘んじてはいるものの、郷曲に武断して、明朝権力と競合関係に立つ可能性のある権力志向型富民が、肅清の対象になったと解される。

しかも籍没を行うに当たって、王朝側は特別に調査官を派遣するでもなく、密告に基づいてそれこそ「実不実を問わず」に処罰していることは、そうした不法な地主の広範な存在を意味すると同時に、まずは一定量の肅清を狙って展開したものと考えられる。ただその場合、義門鄭氏に何ら処置を加えていない点からも明らかのように、むしろ郷村秩序の安定に寄与する郷村維持型富民・地主層には、特別な保護を与えていることである。

つまり、郷村での密告の効能は、その密告自体、各富民・地主の郷村でのありようと評判―郷評が反映されており、一つの基準とすることができる。これによって王朝権力にとって有害なもの――利益追求型、権力志向型――を除去し、残りの郷村維持型富民・地主層の協力で新たな再出発を目論んだに違いない。洪武三年段階、訓諭に示された富民に対する王朝側の理念は、ここに両時の改革を経て一層現実化したといえる。こうした富民・地主層内部での淘汰を行った上で、郷村維持型富民・地主層を中心に新しい秩序体系を制度化し、王朝支配の最末端に位置付けたのが里甲制に他ならない。里甲制が胡惟庸の獄の翌十四年に全国的に一勢に実施された裏には、以上の背景も考えてみる必要があるであろう。^②

洪武九年に始まった改革は、最終的には六部―布政司体制、里甲制に結実した。だが明朝の改革は、この時点で終わりを告げたわけではなく、引き続き行われた。洪武十八年の郭桓の案は、戸部尚書郭桓の不正に端を発する六部官の総入れ替え、また二十三年の李善長の獄、二十六年の藍玉の獄は、開国の功臣の肅清を狙って惹起されたものであった(旧稿参照)。しかもこれらの諸事件は、事件名に冠された個人の範囲に留まるものではなく、また「空印」「胡惟庸」両事件と同様、官界と並行して郷村での改革も実施された。富民層に対する政策を見れば、『遜志齋集』巻二二「故中順大夫福建布政司参議鄭公墓表」に、

太祖高皇帝、以神武雄断治海内、疾兼并之俗、在位三十年間、大家富民、多以踰制失道、亡其宗。

とあるように、ほぼ洪武年間を通して弾圧が継続されている。これらの弾圧が先の疑獄事件と関連してなされたことは、鄭氏に関する次の史料からも窺える。劉辰の『国初事蹟』に、

金華浦江県義門鄭仲徳、被人胡指誣与胡惟庸行反。戸部陳員外指与郭桓竊倉糧。太祖曰、鄭氏義家。焉肯与人行財竊官糧。頭是誣害。追到鈔貫、給還本主、仍着人送到家。

とある。鄭氏は胡惟庸の獄の時に続き、郭桓の事件にも関連して誣告を受けているのである。恐らく鄭氏以外にも、誣告によって多くの富民層が弾圧を被ったものと思われる。これは郭桓の案の時に限らず、李善長、藍玉の獄の両時も同様だったと推察される。その場合、名目とされたのがやはり「胡党」や「藍党」であり、ともに胡惟庸や藍玉の一党であるという口実で、その真偽は措いて処罰されたのである。

こうした徹底的な弾圧の裏には、明初的江南社会の弊害が根強く存在しており、一朝一夕には解決できなかったことを意味する。洪武朝は、元朝の要素と明朝の要素の混在した時代であり、新しい体制の確立に向けて生みの苦しみを味わった時代でもあった。富民層に対する弾圧もその一環であり、それは洪武末の二十六年、胡党・藍党への追及が終わるまで継続したのである^①。

要するに、洪武朝の疑獄事件は、一つには洪武三年段階では達成不可能であった、明初的江南社会からの脱皮を目的に断行されたものだった。その結果生まれた新しい体制が、六部⇩布政司体制であり里甲制であることは何度も述べた。前者は官僚機構面での元朝の遺制からの脱皮であり、また後者は鄉村での明朝の新秩序の確立を意味した。ただし以上の改革によって、明初的江南社会から完全に脱皮できたわけではない。郭桓の案による六部官の総入れ替えは、官僚機構面でのその要素の残存を示しているし、何よりも在郷富民層に不正の目立ったことは先に見た通りである。明朝権力にとって、真に明初的江南社会からの脱皮を目指すならば、単に機構・制度面での改革にとどまらず、その社会の実体である富民層の意識の变革こそ必要だったろう。一時的な弾圧を通じて行動の軌道修正を図るものではなく、永久に続くべき王朝支配の礎となる、理想的富民像としての意識の变革である。以下その点について眺めてみよう。

① 谷応泰『明史紀事本末』巻二三「胡藍之獄」

② 旧稿では、「大地主」の遺習とそれに伴う里甲制の全面的施行から、

王朝側の対農民一律化支配の姿勢を強調した。従って、改革後も大地主（本稿にいう富民）の存在した理由を、明朝権力の限界性という面のみ求めた。しかしながら、明朝権力に大地主のすべてを否定する意志はなく、むしろ彼らに立脚基盤を置いたことは本稿で述べた

四 王朝理念としての富民像

もともと鄉村維持型と利益追求型とは表裏一体の関係にあり、富民には双方向性が内在していることはすでに述べた。具体的表徴の違いは、富民個々人の資質、あるいは意識の問題にかかっているとみてよいだろう。その意識の形成に与る道徳観念、思想、家族制度等を一々分析することは当面のところ不可能である。しかし現実社会に鄉村維持型富民が実在していることは、王朝の理念が実現できる可能性のあることを意味する。弾圧という非常手段を講じながらも消滅しない富民の不正、また非常手段であるがために、それに代わる恒久的な富民教化の方途が考え出されねばならなかった。ここに至って王朝権力の取るべき途は、物理的肉体的苦痛を伴う弾圧という権宜の方策以外に、富民自身の意識に直接訴える外ない。もちろん弾圧も洪武二十六年まで続行されたものの、理想的富民の再生産という長期の展望に立った場合、富民の行動に指針を与え、教化することは有効的な方途である。それは前者が外面的肉体的な強制であるのに対し、内面的精神的な教化といえようか。

では、精神的な教化即ち意識に訴えるとは、具体的にどのようなことであるか。確かに洪武三年段階の訓諭にも、教化という意味合いがあった。しかしながらその時点では、まだ三類型の富民すべてが混在している時期でもあり、王朝の基盤の不安定もあって、王朝側の基本姿勢の明示に留まっておき、弾圧を経た時点とでは自らその効果の度合も異なる。弾圧は、富民の行動に制限を加えると同時に、彼らを王朝側の望む方向に向かわせる触媒ともなった筈である。富民に一方性を与える契機となったに違いない^①。しかも明朝権力は、向かうべき方向を具体的な形で提示した。つまり理想的富民

通りであり、その点、旧稿での図式は若干訂正されなければならない。

③ 『明史紀事本末』卷一三「胡藍之獄」

（洪武）二十六年。……九月、詔胡党・藍党除已捕在官者外、其未獲不究。

像を、実体として示したのである。それに利用されたのが「義門」であった。

義門とは第一稿でも述べたように、義を以て生活する家の謂で、その場合の「義」とは「与衆共之曰義」^②の義に当てはまる。具体的には一族の同居同財が前提であり、家長を中心に住居、財産等を共有した家である。その条件を満たし、郷村での賑恤等の「義行」が認められた時、王朝権力は義門として旌表することになる。義門の義門たる条件としては、二面性が想定されねばならない。一つは家庭内での態様、もう一つは郷村での行為に関するものである。そしてこの両者は、直結して作用する。例えば前者の同居同財という家庭内協和の精神を族外に敷衍すると、郷村での義行に繋がる。即ち家庭内と郷村とを同一視する立場である。これは単なる家庭という「私」を超えた、郷村という「公」の領分への止揚を意味する。

この私から公へという方向性は、義門についていえばそれを容認する性格を元来備えている。なぜなら、義門存立の根幹である同居同財は、族員の協和が継続することで初めて成立する。逆に郷村を家庭内と同一視する人道的「公」の姿勢に対して、族員個々人は「私」の要求を出しにくい面がある。その結果自己抑制の精神が生まれる。それがひいては一族の結束をもたらすことになる。要するに、私を超えた公の行為である義行は、逆に私を全うするためにも必要不可欠なものであったといえる。^①

こうした実体に「義門」という肩書が付加され、名望家としての評価が定着すると、その評価故に義門はより一層の自己抑制を強いられることになる。義行つまり郷村維持と、家庭内協和は、義門として旌表された時から、その家の宿命として背負わされた。郷村維持という具体的行為、自己抑制という倫理面での営為、この両面においてこそ、王朝の理想的富民像であったとみなされよう。

洪武二十一年四月、庶吉士解縉は次のような上奏を行っている。『皇明経世文編』卷一一「大庖西封事」に、

臣欲求古人治家之礼、睦鄰之法。若古藍田呂氏之鄉約、今義門鄭氏之家範、布之天下、世臣大族、率先以勸旌之、復之為民表率、

將見作新於變、漸次時雍、至于比屋可封不難矣。

とある。三千余字にのぼる内容は、右の主張も含めて多岐にわたり、結果として彼の意見は裁可されなかったが、それは王朝側の方針と齟齬があつたためではない。却下の原因は彼の政治的立場、あるいは性格に関係すると思われ、むしろ彼の主張と王朝側の方針が一致していることは、洪武三年段階の訓諭を思い起こせば十分であろう。要は、解縉が義門鄭氏を持ち出した点にある。彼の意図は、富民をなべて義門鄭氏のように、「民の表率」として教化することにあつた。富民に義門という一つのモデルを提示して、彼らに行動の指針を与えようとしたわけである。

解縉の主張が、王朝側の方針を代弁するものであつたことは、次の事実からも指摘できる。『明太祖実録』洪武二十六年九月甲子に、

以鄭濟為左春坊左庶子、王勳為右春坊右庶子。初上以東宮官屬久闕、命廷臣舉孝義篤行之士。廷臣以浦江鄭氏對。上曰、鄭氏朕素知之。聞其里人王氏亦倣鄭氏家法、皆可選用以風厲天下。乃徵兩家子弟年三十以上者詣闕。既至、令自推舉。鄭氏拳濟、王氏拳勳、余皆給道里費遣還。

とあり、鄭氏からは鄭濟を、また同じく浦江の義門王氏から王勳を東宮官として採用しているのである。ともに義門であることは、義門の実体が、王朝権力の描く理想的官僚像にも適うものであつたことを示す。先に胡惟庸の獄当時、誣告された鄭氏から、義門という理由で鄭湜を布政司の官に採用したことを思い出されたい。義門の日常の営為が、私を超えた公の立場に立つ以上、それはそのままあるべき官僚の姿勢に合致する。義門を官僚に任用することは、他の官僚に一つの指針を示すと同時に、在郷の富民層にも郷村でのありようを喚起することになり、それこそ「天下を風厲する」ことに繋がつたであろう。その意味で義門の利用は、在郷富民・地主層と官僚の両者とを、「義門」的行動に向かわせる狙いが込められていたといえる。

もちろん、義門をあらゆる面で利用するなど到底不可能である。当時の義門の実数は不明だが、限られた数であること

は間違いない。義門は、明朝権力の理念と現実とが噛み合う一つの接点であり、その接点を通しての他の富民層への影響を重視したからに外ならない。明朝権力の対富民政策の基調は、義門に範を取る郷村維持型富民の育成にあり、同時に彼らの「経世済民」の意識を官界に援用するにあった。富民を官僚に任用するその後の施策は、あくまでもその立場に立つ。例えば『明太祖実録』洪武三十年四月癸巳の条に、

戸部上富民籍名。先是上謂戸部尚書郁新・吏部侍郎張瑄等曰、人有恒産、斯有恒心。今天下富民生長田里之間、周知民事。其間豈無才能可用者。其稽諸戸籍列名以聞、朕將選用焉。於是戸部奏、雲南兩広四川不取。今稽籍得浙江等九布政司直隸応天十八府州田畝七頃者万四千三百四十一戸、列其戸名以進。命蔵于印綬監、以次召至、量才用之。

とある。富民の名簿の作成は、富民の実数の把握とともに、「田里の間に生長し、民事を周知」する郷村維持型富民を、「才を量つ」て採用するための基礎作業であった。『明太祖実録』洪武三十年八月己亥に、

以義門鄭沂為礼部尚書、税戸人才湯行為吏部右侍郎、啟奇良為戸部左侍郎、潘長壽為都察院右僉都御史、王聰為左通政、丘頭為右通政、沈成為湖広左布政使、盛任為山東左布政使。

とあるのは、その名簿に基づいての措置であったと思われる。

要するに、明朝権力は、在郷の富民層には彼らのあるべき典型として義門を提示し、官僚にも義門を採用して一つの指針を与える。同時に義門に準ずる郷村維持型富民の中からも官僚を任用し、彼らの郷村での行為と意識を、そのまま官界に適合させようとしたものと解される。また官僚に任用する措置自体、富民の日常の行為に対する一つの褒賞として、より一層の義行を促す結果ともなっただろう。いずれにしろ富民層に基盤を置く明朝権力としては、理想に沿う形で富民層を教化する必要があったのである。

さらに最近の研究では、学校制度が富民・地主層の教化に利用されたとの指摘もある。^⑤明代に至って学校制度は科挙に直結し、学校(府州県学)の学生たる「生員」のみ科挙を受験する資格が与えられた。しかしながら生員のうち科挙に合格

するのは全体の二割程度で、残りの八割は官に昇ることなく故郷に帰って郷村での生活を強いられることになる。こうした婦郷生員＝富民・地主層に対して、儒学的教養を身につけさせるよりも、むしろ法令主義的な立場から非道をなさないよう教育し、次代の郷村指導者となる彼らに対する統制強化の狙いが、洪武朝の学校制度にはあったという。本稿でいう、郷村維持型富民・地主層の育成である。恐らく指摘の通りであろう。洪武十八年以後連年刊行された『御製大誥』等の訓戒書を、学校に配って生員に暗唱を義務付けたのも、こうした意図からだと考えられる。

とすれば、先に指摘した義門の利用と並んで、学校制度の果たした役割は図り知れないものがあつたろう。例えば官僚機構の面から言えば、明朝権力は学校で教化された富民・地主層のうち、科挙に合格した者を官僚として採用する。彼らの「表率」としては、郷村から直接に採用した義門を始めとする郷村維持型富民出身の官僚が存在する。また婦郷生員を含めた在郷富民・地主層に対しても、同じく義門等の行為が指針として与えられている。つまり郷村、学校、官界を結ぶ三者間の回路すべてに明朝権力の意志が介在しているわけで、構造的に郷村維持型富民・地主層に基盤を置く王朝国家建設を目指していたことがわかるのである。「明初的江南社会」に代わる新しい社会秩序確立の基調は、郷村維持型富民・地主層の再生産に置かれていたといえるだろう。

① 一例を挙げれば、蘇州の人、吳寛の『宛翁家藏集』(『四部叢刊初編』所収)巻五七「先世事略」に、

先祖……平生畏法、不入府県門、每戒家人、閉門勿預外事。故歴洪武之世、郷人多被謫徙、或死于刑、郷里殆空、独能保全無事。

とあるのは、弾圧の効果といえよう。

② 洪迺「容齋隨筆」(『四部叢刊統編』所収)卷八「人物以義為名」

人物以義為名者、其別最多。仗正道曰義、義師・義戰是也。衆所尊戴者曰義、義帝是也。与衆共之曰義、義倉・義社・義田・義学・義役・義井之類是也。至行過人曰義、義士・義俠・義姑・義夫・義婦

之類是也。

③ 史料を見る限り、義門の旌表に当たって、王朝側は累世同居を重視するだけで、郷村での行為には特に言及していない。それにもかかわらず、ことさらその点を強調するのは以下の理由からである。

まず、義門の旌表は王朝側が一方的に行うものではない。例えば『宋文憲公全集』巻四〇「鄭氏孝友伝」に、

至大二年秋九月、郷老黃汝霖等言於県、県上其事廉訪使、加審按焉、文選中書礼部。四年春二月、準式旌表門閭。

とあるように、郷老達の推薦があり、それが最終的に礼部に達して初

めて、旌表が決定される。この手続は、明代においても同様である(『万曆大明会典』卷七九 礼部 旌表)。その場合、郷老達が何を基準に推薦を行ったかといえ、やはり当該の家と郷村との関わりが問題になったと思われる。義門の存在する郷村には、それを表彰して御筆の匾額を掲げた牌坊が建てられ、郷村の民すべてが名譽に浴したといわれている(小竹文夫「中国の門閥旌表について」『史潮』四五 一九五二)。こうした共通の意識も、当家の郷村に対する関心と日常の営為から生まれたものであろう。

またよくある例だが、王朝末期に農民反乱軍が蜂起し、各地を転戦した際、義門の存在する郷村だけは、義門の徳を慕い必ず避けて通ったという事実である。士大夫の修辭的論法を考慮すれば、字面どおりに信頼することはできないが、しかしこのような例が正史等に多く登録されていることは、義門の郷村での義行を間接的に窺わせる。事実、鄭氏以外にも義門の義行の例は数多く見出せるのである(佐竹靖彦『唐宋变革期における江南東西路の土地所有と土地政策—義門の成長を手がかりにして』『東洋史研究』三一—四 一九七三)。

従って、柳貫『柳待制文集』(『四部叢刊初編』所収)卷一五「鄭氏旌表義門記」に、

又取其出于天性、而和諸物、則人人可以制而行之者、命之曰義。字其民曰義民、表其門曰義門。扶衰救敝、名存与存、君子蓋有甚不得已也。

とあるように、個人で義行を行った場合、その個人は「義民」として旌表され、それを家で行った上で、その家自体が義の意識で統一されている時、その家は義門として旌表されたものと解される。

④ この点について、もう少し補足しておきたい。義門は夫婦を単位とする個々の家族が、同居をすることで成り立っている。この場合、「私」と「公」の概念を第一章の註⑥で述べたように規定するなら、

個々の家族それぞれが個別的な「私」である。この「私」がある程度の自己抑制を行うことで、同居家族⇨義門という全体の「私」を成就させている。つまり両者の「私」の間には、個別家族の一定の抑「私」の姿勢が介在している。その意味で、個別家族の「私」と同居家族全体の「私」とは、一列直線的には結びつかない。しかしまた、後者の「私」が全うされて初めて、前者の「私」の存続できることも事実である。少なくとも同居の当事者達には、そう信じられていた筈である。その点から言えば、屈折を伴いながらも両者の「私」は連関している。よく知られた例に、「婦人の言を聞くな」という義門の家訓がある。これは婦人が自己の欲望を抑制できない(と当時考えられた)ため、その言を遠ざけて、個別家族に抑制を強いたものに外ならない。個別家族の自己抑制こそ、同居継統の第一条件だからである。

またその一方で、郷村に常に関心を払うべき旨も強調されている。例えば、鄭氏一族の鄭欽が「民吾同胞、彼病吾病、彼辱吾辱(統金華叢書所収『金華賢達伝』卷二「鄭欽」伝)」と述べているのも、郷村の安定があつてこそ、同居家族全体の「私」が存続するという認識に立っている。従って、個別家族の自己抑制と郷村への関心は、全体の「私」を継続させる点で表裏一体の関係にある。

ということは、郷村に対する「公」の行為である義行は、同居家族全体の「私」を継続させるために、個々の「私」に自己抑制を強要し、かつ抑制の必要なことを喚起させる恰好の機会である。族員は欲望を抑え、ひいては一族の結束をもたらすことになる。要するに義行は、郷村維持を通じて得る自家の安定と、族員相互間の結束という、内外両面からの同居維持の効果を持っていたといえよう。

このように考えると、註⑥で述べた義門の旌表に累世同居という面だけが強調される理由も、理解できるのではなからうか。つまり、義門と義行は元来不可分の関係にあり、義行は義門存続のための前提条

件であった。従って累世同居という事実自体、長年にわたる郷村での養行を意味し、ことさらにその点を強調する必要がなかったためではないかと思われる。

⑤ 例えば解縉の上奏に対して、

上不報。已復陳太平十策。……。上手持入、願其言頗迂。上教稱縉奇才。大臣忌之、上改授御史。（『國權』洪武二十一年四月）

とあるのは、その事実を裏付ける。

⑥ 王氏が義階であることについては、胡翰『胡仲子集』卷六「浦陽王氏義門碑頌」を参照されたい。

⑦ 「税戸人才」とは、『魏翁家藏集』卷四三「尚書殿公流芳錄序」に、

時方徵富民出仕、号税戸人材。

とあるように、富民の出仕者のことをいう。

⑧ 松本隆晴「洪武学制改革の政治的意圖」『史徳』二〇一 一九七九。

⑨ 『明太祖實録』洪武一九年正月庚辰

以御製大誥頒賜國子監生及天下府州縣學生。

『明太祖實録』洪武三十年七月己巳

申明學規教条。……。諸生每三日一背書、日誦御製大誥及本經四書各一百字、熟記文詞、精解理義。

おわりに

元・明文替期に連続性を認めるか、断絶性を認めるか、あるいは両者を認めるかは、視点の置き所によって異なってくる。しかしながら、明朝政権の性格決定に関しては、連続性の面から眺めなければ理解することができない。本稿で設定した「元朝的江南社会」という概念こそ、明朝の出発点として捉える必要がある。元朝の江南支配の脆弱性と南人の政治的疎外という、いわば元朝的特殊要因に基づく腐敗の構造、これが元朝的江南社会の特徴である。そしてこの状況は、そのまま明初に継承された。しかも明初には、元代とは逆に南人層が政治的主体となったことで、元朝的江南社会を超えた新しい明初的江南社会を将来した。つまり、現状を増幅する形での腐敗の構造を生成したのである。ここに元・明の連続性と、明初段階の特殊性を見ることができよう。

問題は、この状況が王朝権力に直結する点にあった。即ち明初的江南社会を背景に成立した明朝政権は、江南地主・富民層の利益代弁機関としての性格を持ち、政治体制から見れば「南人政権」と呼びうるものであった。この場合、南人政権とは官僚機構の中枢部を南人層が占めることによって、明初的江南社会を容認し、かつそこに基盤を求める現行体制を

指す。従って明朝政権は華北をも支配しながら、その関心は江南に限定され、統一王朝としては極めていびつな状況を呈していた。つまり、明朝の南人政権化は、南人層∥江南地主・富民層が人的・物的両面において明朝政権を支援し、逆に明朝政権にすれば彼らの支援がなければ存立基盤を失うという、いわば南人層に包摂された形で成立した点に求められよう。その意味で、明朝権力の志向する方向と南人政権の性格とは、二律背反の關係に立っている。

王朝権力の強化につれ、南人政権自体の改編に向かうのは当然であった。この場合、その対極に措定されるのは、「一元の統一支配」という概念であろう。ここでいう一元支配とは、すべての権力が皇帝に集約される政治体制を意味し、少なくとも宋以後の諸王朝の特徴とみなされる。また統一支配とは、現在の関心からいえば、南北同等支配ということになる。この両者が兼備されて初めて、明朝権力の志向は貫徹する。例えばかつて述べた銀使用の禁止に伴う大明宝鈔の発行は、銀が江南での主要通貨であるだけに、使用の主体である江南地主・富民層に対する、経済統制の意味合いがあった。①
 いわば経済面での一元の統一支配が目指されていたものと考えられる。しかしながら通貨による統制は、明初的江南社会自体に直接変革を加えるものではない。王朝権力の志向を徹底しようとすれば、南人政権とその基盤である明初的江南社会そのものこそ、改革の対象とならざるを得なかった。

洪武朝の疑獄事件を通じて、官界・郷村の両面で徹底した肅清がなされたのは、明らかに明初的江南社会の解消を意図してである。官界については、不正官僚の除去とともに、明初的江南社会を結果的に支えていた元朝の遺制、つまり中書省・行中書省が、空印の案・胡惟庸の獄を契機として廃止された。代わって六部∥布政司体制が成立したが、周知の通り一元支配に沿う方向で権力の分散化が図られた。また郷村では、権力志向型、利益追求型富民への弾圧ののち、これもまた胡惟庸の獄の翌年、郷村維持型富民・地主層を念頭に置く里甲制が施行された。王朝権力と競合関係に立つ富民層を肅清していることから分かるように、郷村での施策も一元支配に繋がるものであった。さらにこれらの措置を施してにおいて、官僚に対しては収賄、富民・地主層に対しては贈賄の厳禁が徹底され、②その上で義門等の郷村維持型富民が、教

化の手段として積極的に利用されたのである。明朝権力が、いかに明初的江南社会から脱却しようとしていたかが窺える。ところで、明初的江南社会の解消は、同時に南人政権の解体をももたらすものである。なぜなら南人政権は、明初的江南社会を構成する江南地主・富民層の総意が具現した政体であり、その社会が継続して初めて、実効を生み出すことになる。実効とは、いうまでもなく明初的江南社会の再生産である。つまり南人政権とは、明初的江南社会に立脚し、同時にその社会の再生産を志向する点で、一元的統一支配を志向する王朝権力と対比して設定された仮の概念である。従って、明朝権力が強権を發動して、明初的江南社会解消のために官界・郷村で行った弾圧は、同時に南人政権の解体をも意味した。

問題は、明初的江南社会の再生を抑止するとともに、一元的統一支配を政治体制の上にとどのよう具現化するか、ということであった。もちろん、弾圧の後の官僚機構の改革、贈収賄の禁止、あるいは富民・地主層に対する教化等は、明初的江南社会とともに、再び南人政権化することへの歯止めをかける措置である。しかしながら想起されるのは、明初的江南社会の成立した契機が、官界・郷村の南人同士——つまり南人官僚と南人地主の癒着にあったということである。官界と郷村の一体化に由来する。その意味で、先の施策以外に、官界と郷村との南人層相互の分離を図られなければならない。洪武四年の地方官に対する「南北更調の制」は、そうした意図で施行されたものだが、胡惟庸の獄を経て一層厳密に制度化された^⑤。これは基本的に、南人官僚を江南から引き離す狙いが込められていた。

地方官に対する措置が南北更調の制だとすれば、南京の中央官に対しても何らかの措置を施す必要がある。もちろん、南京の南人官僚すべてを排除するなど到底不可能である。とすれば、残された途は、南人官僚を含めたまま中央官全員を江南から遠ざける外なかったろう。即ち、華北への遷都である。洪武二十四年に具体化しかけた西安への遷都計画は、あくまでもその方針に則つてのものであったと解される(旧稿参照)。ただこの度の遷都は、皇太子の急死などもあって実現できず、結局は永楽の北京遷都まで待たねばならなかった。この間、建国から数えて五十余年。その長年月の裏には、遷

部に抵抗する江南地主・富民層の存在も、認めないわけにはいきまい。^④ いずれにしろ、北京遷都によって中央官を北京に移した明朝権力は、明初的江南社会の残滓を根絶し、南人政権化への途を塞ぐことによって、一元的統一支配の確立を果したのである。

明朝権力は、以上の通り理念を現実化にして、精緻な国家体制を作り上げた。ただその体制も、理念と現実との相剋から、破綻への危惧を内在した出発であったといえる。すでに遷都後間もない十五世紀前半、太湖周辺地帯では国家の農民支配に危機的状況が現出したとの指摘もある。^⑤ 本稿に即していえば、擬似明初的江南社会の再生だが、その問題は本稿の範囲外にある。少なくとも明初段階に限れば、強権を背景に、江南地主・富民層に対して、明朝権力の理念を許容させたことだけは間違いない。それは宋・元代を通じて発展してきた地主制そのものに対する、王朝権力による再編成とみなすことも可能だろう。もちろんこの点については、明末までを視野に入れた上で改めて検討してみる必要がある。今は元末明初段階の分析を通して、将来への展望を開くにとどめておきたい。

① 拙稿「初期明王朝の通貨政策」『東洋史研究』三九—三一九八〇。 Evolution of Dual Capitals” (Harvard University Press, 1976)]

② 『明太祖実録』洪武四年十一月庚申、洪武十四年三月癸卯の各条。 『東洋史研究』三七—一九七八。

③ 『明太祖実録』洪武十三年正月乙巳の条。 森正夫「十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民」『名古屋

④ 拙評「Edward L. Farmer “Early Ming Government”: The 大学文学部研究論集』三八一九六五。

附記

本稿は、一九八一年九月二十二日の京大人文研の明清研究班での報告と、同年十一月三日の東洋史研究会大会での報告が骨子となっている。班員諸氏の貴重な御教示と、大会での森正夫氏の御指摘に対し、この場を借りて感謝の意を表したい。

The Idea and the Reality on the Turn
from the *Yuan* 元 Dynasty to the *Ming* 明 Dynasty :
the case of the *Yimen Zheng* family 義門鄭氏

by

Hiroshi Danjo

In 1366, disentangling the chaos at the end of the Yuan Dynasty, *Zhu Yuan-zhang* 朱元璋 founded the Ming Dynasty. He depended upon the landlord class in *Jiangnan* 江南. They supplied the human resources and the material support for the birth of Ming Dynasty. But after that, in order to affirm the power of the Dynasty, the government oppressed the landlords. In five scandals, thousands of landlords were purged.

Nevertheless, it was indispensable condition for the rule to cooperate with landlords. So whole of the landlords could not be neglected. There existed the conflict between the idea and the reality of the Ming Dynasty, represented by Zhu Yuan-zhang.

Taking up the Yimen Zheng family in *Jinhua* 金華, we examine what the landlord in Jiangnan was and how it reflected on the regime of Ming Dynasty in the course of the change from Yuan to Ming Dynasty.

The Management of Early Manors : the case of the
Manors of *Tôdaiji* 東大寺 in *Echizen* 越前

by

Yukihiko Maruyama

It has been so far said that the manors of Tôdaiji in Echizen in the mid-8th century were sharecropped lands. But we can regard the management of *Kuwabara-no-shô* 桑原庄 in *Sakai-gun* 坂井郡 as the direct